

令和4年4月22日
健康福祉局地域福祉保健部地域支援課

「令和4年度地域ケアプラザ職員等研修業務委託」契約結果

令和4年度地域ケアプラザ職員等研修業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

令和4年度地域ケアプラザ職員等研修業務委託

2 委託内容

地域ケアプラザの地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター向けの共通研修と新任所長向けの研修の実施

(1) コース研修 (2) 研修実績の報告

3 契約の相手方

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

4 契約金額

6,993,800円

5 契約日

令和4年4月1日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	1,135	1
特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター	988	2

7 評価基準・評価委員会開催経過等

評価委員会開催日時	令和4年2月25日（金）午前9時00分～午前11時00分
評価委員会開催場所	市庁舎 16階16-S03会議室
評価委員出席状況	7人中7人出席
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先

健康福祉局地域福祉保健部地域支援課 TEL:045-671-2388

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託者とします。

2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を評価し、評価点を与えます。

評価委員一人あたりの評価点の満点は 182 点とします。

3 評価点の最も高い者が 2 以上あるときの対応

該当者にくじを引かせ受託者を決定します。この場合において、該当者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該プロポーザルに関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 項目 1, 2, 3 (表 1 参照) について

ア 各評価項目について、A、B、C の 3 段階評価を行います。

イ 評価は各項目 5 点満点とし、A = 5 点、B = 3 点、C = 0 点とします。

例えば、表 1 において配点 10 点の項目の場合は

評価が A であれば評価点は $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価が B であれば評価点は $10 \times 3 / 5 = 6$ 点

評価が C であれば評価点は $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

ウ 業務内容により、5 段階評価とすることも可とします。この場合 A B の中間を A'、B C の中間を B' とし、各々 4 点、2 点とするものとします。

エ 各評価項目の評価の視点は表 2 のとおりとします。

《点数早見表》

	A	A'	B	B'	C
40	40 点	32 点	24 点	16 点	0 点
30	30 点	24 点	18 点	12 点	0 点
20	20 点	16 点	12 点	8 点	0 点
10	10 点	8 点	6 点	4 点	0 点

(2) 項目 4 (表 1 参照) について

ア A、B の 2 段階評価を行います。

イ 評価は各項目 1 点満点とし、A = 1 点、B = 0 点とします。

ウ 各評価項目の評価の視点は表 2 のとおりとします。

(3) 項目 5, 6 (表 1 参照) について

ア A、B の 2 段階評価を行います。

イ 評価は 4 点満点とし、A = 4 点、B = 0 点とします。

ウ 評価の視点は表 2 のとおりとします。

6 失格事項

いずれかの評価項目の評価点が0となったもの（項目1、2、3のみ）、または、評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とし（評価委員7人がヒアリングに出席した場合の満点は1,274点、基準点は764点）、基準点に達しないものとします。

なお、いずれかの評価項目の評価点が0とは、評価項目、又は評価の着目点の評価において、評価委員のうち3人以上が評価点を0とした場合とします。

7 その他

すべての評価項目を絶対評価により採点します。

表1 基本的評価事項

評価項目 (最高配点)	評価の着目点	配点	評価	評価の換算式	評価点
(例)	(1) 全国的な福祉情勢・政策・制度等に精通しているか。	20	B	20×3/5	12
1 研修実施にあたっての情勢・政策等への知識・理解 (最高 80 点)	(1) 社会福祉法、介護保険法等の関連法令や、全国的な高齢者福祉情勢・政策・制度に精通しているか。 その他、高齢者福祉、子育て、障害児者等各福祉分野全般における相当程度の知識があるか。	20			
	(2) 「地域福祉保健計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、をはじめとした横浜市の福祉保健関連の行政計画を理解しているか。 横浜市における地域支援・高齢者支援の実際に精通しているか。	30			
	(3) 地域ケアプラザ（特に所長並びに地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター）の業務内容に精通しているか。 横浜市独自の地域ケアプラザの強みを生かした支援を地域ケアプラザの職員に提案できるか。	30			
2 当該業務に関する具体的な提案に対する評価 (最高 40 点)	各コースの内容・目的に適したカリキュラムを企画しているか。また、内容・目的に適した予定講師を選定できているか。	40			
3 応募者の実績・経験・実践力等について (最高 50 点)	(1) 類似分野の研修または事業・計画等への関与の実績件数（過去 5 年間）	20			
	(2) 取組意欲	10			
	(3) 予定担当者の実務経験、専門分野の内容及び調整・訴求能力	20			
4 ワークライフバランスに関する取組 (最高 4 点)	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
	(3) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1			
	(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づくユースエール認定の取得	1			
5 障害者雇用に関する取組 (最高 4 点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3% を達成しているか。	4			
6 健康経営に関する取組 (最高 4 点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは、AA クラスの認証を取得しているか。	4			
評点の合計（最高 182 点）					

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点	A	B	C	備考
1 研修実施に あたって情 勢・政策等へ の知識・理解 (最高 80 点)	(1) 社会福祉法、介護保険法等の関連法令や、全国的な高齢者福祉情勢・政策・制度に精通しているか。 その他、高齢者福祉、子育て、障害児者等各福祉分野全般における相当程度の知識があるか。	非常に精通している	一定の理解がある	理解がない	
	(2) 「地域福祉保健計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、をはじめとした横浜市の福祉保健関連の行政計画を理解しているか。 横浜市における地域支援・高齢者支援の実際に精通しているか。	非常に精通している	一定の理解がある	理解がない	A評価例：課題ごとの連携・協働例を的確にイメージできている
	(3) 地域ケアプラザ（特に所長並びに地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター）の業務内容に精通しているか。 横浜市独自の地域ケアプラザの強みを生かした支援を地域ケアプラザの職員に提案できるか。	豊富な内容を提案できている	一定程度提案できている	不適当な企画を提案している	A評価例：地域支援と個別支援の連携について、具体性の高い提案となっている
2 企画研修に 対する評価 (最高 40 点)	各コースの内容・目的に適したカリキュラムを企画しているか。また、内容・目的に適した予定講師を選定できているか。	充実した企画を提案できている	一定程度適した企画を提案できている	不適当な企画を提案している	※講師に対する評価ではなく、到達目標・ねらいに対して専門分野が的確な講師を選定しているか、という観点で評価
3 応募者の実績等 について (最高 50 点)	(1) 類似分野の研修または事業・計画等への関与の実績件数（過去 5 年間） ※通年研修は単発研修 3 回分に換算する	10回以上	1回以上	実績なし	
	(2) 取組意欲	非常に意欲がある	意欲がある	ない	
	(3) 予定担当者の実務経験、専門分野の内容及び調整・訴求能力	地域、高齢者支援分野において専門職としての実務経験がある予定担当者が配置されている（2名以上）	地域、高齢者支援分野において専門職としての実務経験がある予定担当者が配置されている（1名以上）	配置がない	A評価例： 各区、法人、施設、部門間で異なる意見に対し、一定の指向性が見出せるよう調整し、全体に対して提示していく訴求力がある。

4 ワークライ フバランス に関する取 組 <u>(最高4点)</u>	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一 般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出 ている(従業員 101 人 未満の場合のみ加算)	策定していない、又 は策定しているが従 業員 101 人以上	—	
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律に基づく一般事業主行動計画 の策定	策定し、労働局に届出 ている(従業員 301 人 未満の場合のみ加算)	策定していない、又 は策定しているが従 業員 301 人以上	—	
	(3) 次世代育成支援対策推進法による認定 の取得 (くるみんマーク、プラチナくるみ んマーク)、女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律に基づく認定の取得、 又は、よこはまグッドバランス賞の認定の 取得	取得している、または 認定されている	取得していない、又 は認定されていない	—	
	(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律 (若 者雇用促進法)に基づくユースエール認定 の取得	認定されている	認定されていない	—	
5 障害者雇用 に関する取 組 <u>(最高 4 点)</u>	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3% を達成しているか。	達成している(従業員 45.5 人以上)、または 障害者を 1 人以上雇 用している(従業員 45.5 人未満)	達成していない(従 業員 45.5 人以上)、 または障害者を 1 人 以上雇用していない (従業員 45.5 人未 満)	—	
6 健康経営に 関する取組 <u>(最高 4 点)</u>	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規 模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健 康経営認証の AAA クラス若しくは、AA ク ラスの認証を取得しているか。	認定若しくは認証を 受けている	認定若しくは認証を 受けていない	—	